

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 中小企業の会計に関する指針

2010 年 4 月 26 日に、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「指針」）（平成 22 年版）が日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係 4 団体より公表されました。

「指針」は、2002 年に中小企業庁が作成・公表した「中小企業の会計」を、前述の 4 団体が引き継ぐかたちで作成・公表しているもので、中小企業の会計の質の向上に役立つことを期待し、中小企業の取引実態に合ったより合理性のある指針とするため、年次ごとに見直し・改正が行われています。

1. 「指針」を導入する目的と意義

「指針」の作成方針によれば、

- 1) 中小企業であっても取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。
- 2) 中小企業はその会計情報の利用者が限られるため、中小企業に対して上場企業と同じ会計基準を一律に適用することはコスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。

このため、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められるとされています。

一方、中小企業でも株式会社には会社法により計算書類の作成が義務付けられており、会計情報が経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することは重要であり、「指針」は、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すという目的を持っています。

「指針」を導入する意義として、経営実態の正確な把握と経営分析による経営力強化、金融機関や取引先への信用力向上があるとされています。

2. 平成 22 年版の主な改正点と今後の展望

企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準のうち、「資産除去債務に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」、「企業結合に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し等が行われています。

会計処理の見直しの基礎となったこれらの会計基準は、日本の会計基準の IFRS とのコンバージェンスの一環として規定・改正されているものです。コンバージェンスに向けた作業は継続中であるため、「指針」の内容は今後さらに改正されると考えられます。

お見逃しなく！

1. 日本税理士会連合会では、「指針」の適用状況を確認するために「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を作成しており、多くの金融機関において、このチェックリストを活用した融資商品が取り扱われており、信用保証協会においても保証料率の割引の際の必要書類として利用されています。
2. 「指針」作成の 4 団体と日本経済団体連合会により、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置されました。

日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、非上場会社に適用される会計基準のあり方について幅広く検討するための機関で、第 1 回会合が 3 月 4 日に開催されています。